



知的財産に関するポリシー

新日本科学は、重要な会社資産である知的財産（発明・考案のみならず、意匠、商標、著作物やノウハウ等を含めたあらゆる知的財産を意味します。）を適切に利用し、その権利を確実に保全することで企業価値の向上に努めます。

1. 自社の研究・開発活動による発明や営業秘密については、特許としての権利化や秘密としての管理等を通じて保護し、侵害に対する厳正な対処や有効に活用するための体制を整えるなどにより、会社の知的財産権の保全に努めます。
2. 他者の知的財産権を尊重し、自社の事業の遂行の過程において他者の知的財産権を侵害することのないようリスクを管理します。
3. 取引先の知的財産権を使用する場合には、当該取引先と適切に契約を締結した上で使用し、不正に使用しません。
4. 商標を含む新日本科学のブランドに係る表示・意匠・著作物の保護も適切に行い、その価値の向上に努めます。
5. 知的財産権に関する法律が各国で異なることを認識し、知的財産権の保護、利用等に関して国ごとに特別の注意を払います。

以 上

2021年10月制定